

令和8年6月以降の外側用紙コーナーの廃止について

趣旨

国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえて、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる事務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しを進めている。

通常期における各署の窓口外側に設置していた用紙コーナーは、令和7年12月までに廃止したところ。

今般、令和8年6月以降、全国の税務署において、税務行政のデジタル化における手続の見直しと環境へ配慮した用紙削減の取組の一環として、税務署入口等に設置していた申告書等の用紙を確定申告期等も設置しないこととした。

取組方針

- 通常期における、各署の窓口の外側に設定していた用紙コーナーは廃止済
- 年末調整や確定申告期など用紙等の請求の多い時期等における用紙コーナー（特設コーナー）について、令和8年6月以降は設置しない。
- 用紙等の交付を希望する来署者に対しては、窓口において用紙等を交付する際に、オンライン手続の利用（e-Taxでの提出）を勧奨、又は、署の窓口に設置しているパソコンにより庁HPから必要となる用紙のダウンロードによる取得を勧奨
- 用紙等の交付に当たっては、令和8年9月以降、多くの申告書等の様式が新しくなること及び新様式を確実に使用することを周知し、真に必要な部数を交付